

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成25年度決算（社会資本整備事業特別会計港湾勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	231,742	港湾環境整備事業費	6,277
東日本大震災復興特別会計より受入	29,258	東日本大震災復興港湾環境整備事業費	343
港湾管理者工事費負担金収入	76,705	北海道港湾環境整備事業費	55
受益者工事費負担金収入	1,060	港湾事業費	202,401
償還金収入	4,884	東日本大震災復興港湾事業費	37,498
受託工事納付金収入	750	北海道港湾事業費	22,292
雑収入	2,335	東日本大震災復興北海道港湾事業費	840
前年度剰余金受入	53,428	離島港湾事業費	5,236
東日本大震災復興前年度剰余金受入	5,296	沖縄港湾事業費	20,216
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	774
		埠頭整備資金貸付金	4,702
		北海道特定特別総合開発事業推進費	147
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	306
		業務取扱費業務勘定へ繰入	19,841
		東日本大震災復興業務取扱費業務勘定へ繰入	296
		受託工事費	672
		収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	459
		予備費	0
合 計	405,462	合 計	322,362

※百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金金額及び当該金額の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）…………… 231,742 百万円

（予算に計上した繰入金金額）…………… 176,591 百万円

（相違した理由）

前年度からの繰越工事があったこと等のため

・歳入歳出の決算上の剰余金額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金額）…………… 83,099 百万円

（剰余金が生じた理由）

前年度において繰越工事があったこと等のため

（剰余金の処理の方法）

この会計は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号。以下「改正法」という。)第1条の規定により本年度限り廃止されたので、この剰余金は、改正法附則第12条第1項の規定により復興事業に係るもの12,705百万円を平成26年度の東日本大震災復興特別会計の歳入に繰り入れることとし、その他のもの70,393百万円を平成26年度の一般会計の歳入に繰り入れることとした。